

資料 2

業務委託仕様書

1 業務名

あきたの子育て支援情報発信業務委託

2 委託者

秋田県知事 ○○ ○○ 担当課：次世代・女性活躍支援課

3 事業の目的

本県の子育て支援施策等の情報をガイドブックや県公式 Instagram アカウント「いっしょにこそだてあきた」等により積極的に発信し、妊婦や子育て家庭、さらには、これから親になる世代が出産・子育てに対して前向きな意識を醸成することを目的とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 業務委託の内容

次の各項に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し実施すること。

(1) 全体計画の策定

事業の目的の達成のためのコンセプトや各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、適切に業務を遂行すること。

(2) ガイドブックや Instagram 等による情報発信

① ガイドブックの制作・提供

- ・掲載内容は令和 6 年度に作成した「あきたで出産・子育てガイドブック」をベースとし、妊婦や子育て家庭、これから親になる世代が出産・子育てに前向きになれるよう工夫した内容とすること。ただし、「あきた子育てふれあいカード」や「こどものえき」の情報など、企業等が実施する子育て支援情報を追加し、企業等が子育て支援施策に参画するインセンティブを生み出すよう工夫すること。

※令和 6 年度作成「あきたで出産・子育てガイドブック」の掲載先

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/kosodate-info/help/service/child-guidebook>

- ・県や市町村の関係施策等の情報は、県が提供する。

規格

- ・作成部数：6，000部
- ・サイズ・ページ数：企画提案による
- ・紙質・製本：企画提案による
- ・印刷：フルカラー

② Instagram 掲載用データの制作・提供

- ・県の施策や子育て支援情報等を効果的に県 Instagram「いっしょにこそだてあきた」（以下、「いっしょにこそだてあきた」という。）において発信するためのフィード投稿用記事等を制作・提供すること。ただし、①のガイドブックの内容を Instagram 投稿用にリバイスする作業を含むものとする。なお、投稿の制作にあたっては、県内で活動するクリエイター（※「あきた子育て応援アンバサダー」を除く。）等にその制作を依頼するなど、これから子育てする方にも効果的に訴求するよう工夫すること。

※「あきた子育て応援アンバサダー」：県が任命する「社会全体で子育てを応援する雰囲気と本県での結婚・出産。子育てに前向きな意識を醸成するために、県と“いっしょに”情報発信に取り組んでいただく方。」

③ イラストの制作

- ・①のガイドブックや「いっしょにこそだてあきた」での情報をより効果的に発信するため、イラストを制作すること。
- ・イラストの制作に係るイラストレーターは、県内で活動するイラストレーターや県内の大学生等から選定することが望ましく、その選定は県と受託者が協議の上行うこと。
- ・選定したイラストレーターや大学生等と効果的に連携し、「いっしょにこそだてあきた」や（２）①で制作するガイドブックに掲載するためのイラストを制作する。イラストのパターン数は県と受託者が協議の上、委託料の範囲内で決定すること。

④ Web 広告の制作・配信

「いっしょにこそだてあきた」へ誘導し、アカウントへのアクセス数及び投稿のリーチ数の増加を図るための広告を掲載すること。

（ア）掲載媒体

Web広告はInstagram広告等により行うものとし、県内の子育て世帯や若年層（10～30代）に効率よく訴求するよう工夫すること。

（イ）掲載期間

計5か月程度

(ウ) 留意事項

- ・Web広告の実施にあたっては、広告表示回数の実績等を踏まえながら、県と協議の上、Instagram広告やGoogle広告等を組み合わせるなど、「いっしょにこそだてあきた」へのアクセス数が増加するよう工夫すること。
- ・県内へ向けた発信とし、県等が実施するイベント等に併せて実施したり、県が別途実施する「あきた子育て応援アンバサダー事業」と連携したりするなど、広告期間やその内容を工夫すること。なお、5ヶ月間継続して実施するのではなく、適宜、広告期間を分割して実施することが望ましい。
- ・掲載媒体に併せて、複数の広告デザインを作成すること。
- ・Web広告を実施した月の「広告表示数」、「クリック数」、「クリック率」等の実績を翌月10日（3月分は3月末日）までに県へ報告すること。

6 打ち合わせ協議及び校正確認・調整

(1) 打ち合わせ

受託者は、業務の実施にあたり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

(2) 校正確認・調整

① ガイドブック

5（2）①で制作するガイドブックについては、印刷・発送前にレイアウト案を提示し、県の校正を受けること。校正は5回程度実施する。なお、校正はページ毎に行うものとし、完成したページから県に提示すること。

② Instagram 掲載用データ

5（2）②で制作する電子データについては、作成したものから案を提示し、県の校正を受けること。校正はデータ毎に2回程度実施する。なお、校正が済んだものから順次「いっしょにこそだてあきた」へ投稿するものとする。

③ イラストの制作

5（2）③で制作するイラストは、作成次第イラスト案を提示し、県の校正を受けること。校正はイラスト毎に2回程度実施する。なお、イラストの校正にあたっては、選定したイラストレーターや大学生等と協議の上、行うものとする。

④ Web 広告記事

5（2）④で制作する記事については、広告掲載前にレイアウト案を提示し、県の校正を受けること。校正は3回程度実施する。

7 成果品の納入

成果品は、印刷物及び電子データ（PDF及び以後の加工処理が可能なデザインソフトデータ）とする。次の成果品を納入すること。

- （１）業務委託完了届：１部
- （２）実績報告書：１部（５（２）④ウに掲げる毎月の報告をとりまとめたものを含む）
- （３）パンフレット（印刷物）：６，０００部
- （４）パンフレットの電子データ：１部
- （５）Instagram掲載用データ：各１部

（３）及び（４）は、令和７年１２月中に次世代・女性活躍支援課（秋田県庁本庁舎５階）に納入すること。また、（５）は、完成したものから順次同課へ提供すること。

（３）は納入後、県において関係機関等へ送付する。なお、（４）については、デジタルブック版を作成するなど、県民が電子データを閲覧しやすいように工夫することが望ましい。

８ 契約に関する条件等

（１）契約金額について

契約金額には、本業務委託に関わる一切の経費を含むものとする。

（２）再委託等について

- ① 受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で提出し、委託者の承認を得ること。

（３）業務の履行に関する措置

- ① 委託者は、本業務委託（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から１０日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

（４）成果品の利用

- ① 受託者が本業務委託の遂行により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。）及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者はこれらの成果品（画像、記事、キャッチコピー等）を無償で自由に二次利用ができるものとする。
- ② 人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる成果品は、必ず本人又は施設関係

者等の同意を得ること。

- ③ 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- ④ 成果品は今後も継続して使用する予定であり、出演者の肖像権が発生する場合には予め許諾を得ること。
- ⑤ 受託者は、委託者の承諾無しに、デザインを他に流用することができないものとする。

(5) 機密の保持

- ① 受託者は、本業務委託（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務委託以外の用途に使用してはならない。
- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- ③ ①及び②の項目については、契約期間終了後においても同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は、本業務委託（再委託した場合も含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し、必要の都度、双方協議しながら進めるものとする。そのため、常に協議可能な体制を整えること。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。